新潟県歯科技工士会定款

第１章　　総　　則

（名称）

第1条　この法人は、社団法人新潟県歯科技工士会(以下「本会」という。)と称する。

（事務所）

第2条　本会は、事務所を新潟県新潟市鳥屋野東割前 272 番地１に置く。

（目的）

第3条　本会は、歯科技工技術の向上発達を図り、歯科医療に寄与するとともに、福祉の向上に貢献することを目的とする。

（事業）

第4条　本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

（1）歯科技工についての技術の進歩開発に関する事業

（2）歯科技工士の教育に関する事業

（3）歯科技工資材の改良研究に関する事業

（4）会誌及び会報の発行に関する事業

（5）会員の福祉の増進に関する事業

（6）その他前条の目的を達成するために必要な事業

第2章　会　　員

（会員の種類）

第5条　本会の会員は、次の2種とする。

(1)正会員　本会の目的に賛同して入会した歯科技工士の資格を有する個人で、新潟県内に居住又は就業する者

(2)名誉会員　本会に功労のあった者又は学識経験者で総会において推薦された者

（入会）

第6条　正会員として本会に入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

（会費等）

第7条　正会員は、総会で別に定める会費を納入しなければならない。

（退会）

第8条　会員は、退会しようとするときは、書面でその旨を会長に届け出なければならない。

２．死亡し、又は解散した会員は、退会したものとみなす。

(除 名)

第9条　会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、出席会員の 4 分の3以上の同意を得て、これを除名することができる。

(1)　歯科技工士としての職務をけがしたとき。

(2)　会員が会費を6カ月以上滞納し、催告しても支払わないとき。

(3)　本会の名誉をき損し、本会の目的に反するような行為をし、又は本会の秩序を乱した　　とき。

2. 前項第1号又は第3号の規定により会員を除名しようとするときは、総会において、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

（会費等の不返還）

第10条　退会し、又は除名された会員が既に納めた会費その他会員としての義務に基づく金品は返還しない。

第 3 章　役員及び職員

（役員の種類）

第11条　　本会に次の役員を置く。

（1）会　　長　　1 人

（2）副 会 長　　3 人

（3）専務理事　　1 人

（4）常務理事　　7 人

（5）理　事(会長、副会長、専務理事及び常務理事を含む。)

15 人以上 20 人以内

（6）代 議 員　　40 名以内

（7）監　　事　　2 人

（役員の選任）

第12条　理事及び監事は、総会において選任する。

2. 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事の互選とする。

3. 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

4. 代議員は別に定める規程により各支部において選任する。

（役員の職務）

第13条　会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ理事会において議決を得た順により、会長の職務を行う。

3. 専務理事は、会長の命を受けて会務を掌理し、会長及び副会長に事故あるときは、その職務を代理する。

4. 常務理事は、会長の命を受けて担当事務を掌理し、専務理事を補佐する。

5. 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

6. 代議員は、代議員会を構成し、各支部会員の意見を集約する。

7. 監事は、民法(明治 29 年法律第 89 号)第 59 条の職務を行う。

（役員の任期）

第14条　役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3. 役員が辞任又は任期満了した場合に、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行うものとする。

（役員の報酬）

第15条　役員には費用を弁償することができる。

2. 前項に関し必要な事項は総会で議決する。

（役員の解任）

第16条　役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会において 4 分の 3 以上の同意を得て、その役員を解任することができる。

（顧問等）

第17条　本会には、顧問及び相談役を置くことができる。

2. 顧問及び相談役は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

3. 顧問及び相談役は、会長の諮問に応える。

4. 顧問及び相談役は、会長の承認を得て、本会の会議に出席して意見を述べることができる。ただし表決に加わることはできない。

（事務局）

第18条　本会の事務を処理するため、本会に事務局を置く。

2. 事務局には、職員を置き、会長が任免する。

3. 職員の事務分掌、給与等については、会長が理事会の議決を得て別に定める。

第 4 章　　会　　議

（会議の種類）

第19条　会議は総会、理事会及び代議員会とし、総会は、定時総会及び臨時総会の２種とする。

（会議の構成）

第20条　総会は、会員をもって構成する。

2. 理事会は、会長、副会長、専務理事、常務理事及び理事をもって構成する。

3. 代議員会は、代議員をもって構成する。ただし、会長、副会長、専務理事、常務理事及び監事は参加できる。

（会議の機能）

第21条　総会は、この定款に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

2.理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を決定する。

（1）総会の議決した事項の執行に関する事項

（2）総会に付議すべき事項

（3）その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

3.代議員会は、各支部会員の意見を集約し、必要に応じ理事会及び総会に意見を建議する。

（会議の開催）

第22条　定時総会は、毎年 3 月又は 5 月に開催する。ただし、特別な事情が生じたときは、理事会及び代議員会の承認を得て、総会の開催月を変更することができる。

2. 臨時総会は、次の各号の場合に開催する。

(1)　理事会が必要と認めたとき。

(2)　会員の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面をもって開催の請求があったとき。

(3)　民法第 59 条第 4 号に基づいて監事が招集するとき。

（会議の招集）

第23条　総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、会長が招集する。

2.会長は、前条第 2 項第 3 号の場合は、請求の日から 30 日以内に招集しなければならない。3.総会を招集するには、会議の日時、場所及び目的たる事項を記載した書面を少なくとも 5 日前に会員に送付しなければならない。

4.理事会は、会長が招集する。

5.代議員会は、会長が招集する。

（会議の議長）

第24条　総会の議長は、その総会において出席した会員の中から選任する。

2.　理事会の議長は、会長が当たる。

（会議の定足数）

第25条　会議は、構成員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開催することができない。

（会議の議決）

第26条　会議の議事は、この定款に別に定めるもののほか、会議に出席した構成員の過半

数の同もって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（書面による表決等）

第27条　やむを得ない理由のため会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、書面表決者又は表決委任者は会議に出席したものとみなす。

（議事録）

第28条　会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所
(2) 構成員の現在数
(3) 総会にあっては出席した会員の数、理事会にあっては出席した理事の氏名(書面表決者及び表決委任者を含む。)
(4) 議決事項
(5) 議決事項議事の経過の概要及び結果
(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2.議事録には、議長及び出席した構成員の中から選任した議事録署名人 2 人以上が署名しなければならない。

第 5 章　資産及び会計

（資産の構成）

第29条　本会の資産は、次の各号に掲げるもので構成される。

(1) 会費
(2) 寄附金品
(3) 事業に伴う収入
(4) その他の収入

（資産の管理）

第30条　本会の資産は、会長が管理し、その管理の方法は、理事会の議決を経て定める。

（事業年度）

第31条　本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

（事業計画及び予算）

第32条　本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、理事会の承認を得たうえ、その事業開始前に総会の議決を得なければならない。

2. 年度前に予算が成立しないときは、理事会及び代議員会の議決を得て、予算の成立する日まで、前年度の予算に準じてこれを執行することができる。ただし、本会の維持に係る経費に限る。

3. 前項による収支は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

4. 会長は、第 1 項の事業計画又は予算を変更しようとするときは、理事会の承認を得たうえ、総会の議決を経なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

（事業報告、決算及び財産目録）

第33条　本会の事業報告、決算及びその年度末の財産目録は、会長が作成し、年度終了後 40 日以内に監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

第 6 章　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第34条　この定款は、総会において、会員の 4 分の 3 以上の同意を得たうえ、新潟県知事の認可を得なければ、変更することはできない。

2.　定款を変更した場合の施行日は、新潟県知事から、許可のあった日とする。

（解散及び残余財産の処分）

第35条　本会は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで及び同条第 2 項の規定により解散する。

2.　民法第 68 条第 2 項の規定により、総会の議決に基づいて解散する場合は、会員の 4 分の 3 以上の同意を得なければならない。

3. 解散したときに存する残余財産は、総会の議決を得、かつ、新潟県知事の許可を得たうえ、本会と類似の目的を有する他の団体に寄附するものとする。

第 7 章　組　織

（支部の設置）

第36条　本会の運営を円滑に行うため、支部を設置する。

2. 支部の地域区分等に関する事項は、総会において決定し、変更する場合も同様とする。
3. その他については別に規定を定める。

（委員会の設置）
第37条　本会の事業を達成するため、総会において認めた場合は、委員会を設置する。

第 8 章　　雑　　則

（委 任）
第38条　この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決により、会長が定める。

附　　則

1.本会の設立当初の役員は、第 12 条第 1 項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第 14 条第 1 項の規定にかかわらず、昭和 57 年 3 月 31 日までとする。
2.本会の設立当初の事業年度は、第 32 条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から昭和 57 年 3 月 31 日までとする。
3.本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第 33 条の規定にかかわらず、設立総会の定めることころによる。